

中世に於ける神佛信仰の一考察

——願文及起請文を中心として——

藤原弘道

日本書紀推古天皇二年の條に、「詔皇太子及大臣、令興隆三寶。是時諸臣連等各爲君親之恩、競造佛舍。卽是謂寺焉。」と記してゐる如く、初期日本佛教に於ける造寺造像乃至起塔は、國家的性格を有するもので、殆んどその凡てが、天皇の御爲め、父母祖先乃至一切衆生の爲めの誓願であつた。例へば大和藥師寺の創立が、狩谷掖齋の古京遺文、東塔擦銘に依ると、「照先皇(天武天皇)之弘誓、光後帝(持統天皇)之立功」ためであり、元興寺の創立は露盤記に依ると、「天皇大臣及諸臣等過去七世父母、廣及六道四生處々十方淨土、普因此願、皆成佛果。」ためであつた。藥師寺佛足石歌碑は「美阿止都久留、伊志乃比鼻伎波、阿米爾伊太利、都知佐間由須禮、知々波々賀多米爾、毛呂比止乃多米爾。」建立されたのであつた。東大寺大佛の建立は續日本紀天平十五年十月の詔勅に依ると、「廣及法界、爲朕知識、遂使同蒙利益、共致菩提。」との思召であり、これより先同十三年三月國分寺建立の詔勅には、「廣爲蒼生、遍求景福。」と仰せたまひ、(所冀、聖法之盛、與天地而永流、擁護之恩、被幽明而恒滿。)と仰せられた叡慮の尊

さを長まねばならぬ。

かく初期日本佛教に於ける造寺起塔の如きは自己の名聞利養のためでなく、たゞ君親のため、國家鎮護のため、百姓のためにのみなされたものである。而してその佛教の興隆と寺塔の造營を佛の名に依つて權威あらしめる爲めに、諸佛菩薩乃至は諸天善神の尊像を安置し、光背蓮臺、幡蓋瓔珞の莊嚴を施して、教理として説くのみならず、現實に天下泰平・五穀豐穰・四民安樂を示さねばならなかつた。然も聖德太子の「作_レ塔但爲_レ嚴國、非爲_レ供_ニ養舍利_一也」といふ法華義疏の御言葉を忘れることは出来ない。これ寔に淨佛國土成就衆生の理想實現に對する文化的努力に外ならない。

元來宗教の本質たる解脱と救濟から言ふならば、佛教必ずしも堂塔伽藍を必要とせないわけではあるが、それが具體的な美しき形をとらねばならぬといふのは、宗教が文化形式として人間の心に受け入れられるための要求から生れたものである。人或はそれを佛菩薩の加護に歸し、寔に日域大乘相應の地たるを得たとした。かくて道長の法成寺が營まれ、頼通の鳳凰堂が建てられ、或は重盛の燈籠堂が造られて、莊大華麗人目を眩するものがあつた。榮華物語や平家物語に見るやうな此世ながらの極樂淨土が實現したわけである。然も後世の史家はそれを佛教の本質を去る趣味の信仰、貴族の遊樂と一概に批評し去つてゐるが、かくの如き文化を築き得た日本民族のすぐれた文化能力を忘れてはならない。要するに平安朝佛教は現世安穩後世菩提・離苦得樂滅罪生善・乃至病患消除息災安穩のために、加持祈禱・佛事法會にその贅を盡し、寺領が寄進され、莊園が増加して經濟的にも頗る潤澤となつた。併し公家社會の没落は必然的に貴族佛教の衰微を來たし、こゝに佛教の一大展開を必要とした。それが鎌倉初頭に於ける舊佛教の復興と新佛

教の勃興とである。

神皇正統記に「白河鳥羽の御代の頃より、政道の古き姿やう／＼衰へ、後白河の御時、兵革起りて姦臣世を亂り、天下の民殆んど塗炭に落ちにき、頼朝一臂を振ひてその亂を平けたり。王法は古きに復るまではなかりしかど、九重の塵も收り萬民の肩も安まぬ。」といつてゐる如く、源家の鎌倉開幕は國體の本義から言へば變態政治であること言ふまでもない。然し平安末期の紊亂した社會に新秩序を立て、潑刺たる新時代を生んだことは認めねばならぬ。公家社會の代表たる攝關家藤原氏が、あれだけの地位と權勢を得たのも全く朝廷との外戚關係によるものであり、言ひかへれば、皇室の神聖なる權威を利用することによつて得たものであつた。然るに源家以後の武家社會では、他の權勢に依存せず、全く自らの實力に依つてその地位を獲得した。然も彼等は神佛の加護のもとにその力に權威あらしめてゐる。

二

抑々神佛の加護には古くから祈請が行はれた。祈請には單なる願求祈禱と、その祈願の裏にある種の條件が潜んでゐるものがある。或は又禁制の裏に神佛への誓約をも含めたものや、自己の偽りなき潔白さを宣言するため神佛を引き合ひに出した場合もある。

保元物語將軍塚鳴動の條に、「上宮太子世に出で、守屋の逆臣を亡ぼして佛法を弘め、四天王寺を建て、國家を祈り、聖武天皇東大寺を建て、大神宮の御本地を顯はして、帝運を祈請し給ふ。(中略)三寶も國家を守り給ふべし、神明も帝祚を捨て給はんや。」といひ、同じく法皇熊野御參詣の事の條に、「古老の山伏八十餘人、般若妙典を讀誦して

祈請良久し、」ともある。又平治物語、六波羅より紀州へ早馬を立てらるゝ事の條に、「熊野參詣も現當安穩の御祈請にてこそ候らめ、其上君逆臣に取籠められさせたまへるなり。争でか武臣として之を救ひ奉らざらん。神は非禮を受けず、」とか、「敬禮熊野權現、今度の合戦事故なく討ち勝たさせ給へ、」と祈請して、「云々の如き、何れも神佛への祈願を意味するものといへやう。

法然の七個條起請文は北嶺の迫害に對し、門徒を集めて七個條の事を記して制誠をなし、連署を以て後證にそなへたもの、又座主への起請文の一節に、「此等子細先年呈誓詞了。雖不_レ及_三復陳_二而嚴責既覺、不_レ得_三敢默_一覆述_三下情_二。只仰_三賢慮之淵鑑_二耳。所陳若以_レ虛欺日別七萬念佛空失_三其利。現當二世常沈_三重苦_二永受_三楚毒_二無_三免出期_一矣。伏乞一切三寶護法諸神證明知見。」(漢語燈錄卷十、淨全九ノ四四九頁)といふ如き斷固たる信念を披瀝してゐる。

平家物語清水炎上の事の條に於て、重盛は父清盛に向ひ、「よくく_レ叡慮に背かせ給はで、人のために御なさけを施させましまさば、神明三寶加護あるべし、さらんに取つては御身のおそれ候まじ、」といひ、同じく腰越の事の條に於て、義經は木曾義仲の一件や壇の浦の海戦を回顧して、大江廣元に對し、「己に何等野心なき旨を述べ、「然りといへども今憂へ深く歎き切なり。佛神の御助けにあらざるより外は、争でか秋訴を達せん。之に依つて諸寺諸社の牛王寶印の裏を以て、全く野心を映まざる旨、日本國中の大小の神祇、冥道を請じ驚かし奉つて、數通の起請文を書き進ずといへども、尙以て御宥免なし。それわが國は神國なり、神は非禮を受け給ふべからず。」といつて、こゝにも神佛への冥助による誓約の文句を引き出してゐる。同じく平語教訓の事の條に於て、朝恩の重きを説いて、「今これらの莫大の御恩を思召し忘れさせ給ひて、みだりがはしく法皇を傾け參らせ給はんこと、天照大神、正八幡宮の神慮にも背

かせ給ひ候ひなんす。それ日本は神國なり。神は非禮を受け給ふべからず。」といひ、「君の御爲にはいよく奉公の忠勤をつくし、民の爲にはますく撫育の愛憐を致させたまはゞ、神明の加護に預つて、佛陀の冥慮に背くべからず。神明、佛陀感應あらば、君もおほしめしなほすこと、などか候はざるべき。君と臣とをくらぶるに、親疎わく方なし。道理とひがことを竝べんにいかでか道理につかざるべき。」と、こゝでは日本は神國であるから、神明が皇室を加護せられるといふことを強く主張してゐる。神國日本の意識はいよく強く、ますく明らかとなつた。一體かくの如く神明の加護は既に三代實錄貞觀十一年十二月十四日伊勢大神宮奉幣の告文に、新羅人は久しき世時より日本に入寇してゐるが、我日本朝は所謂神明の國なり神明の援け護り賜はゞ、何の兵寇か近づき來るべきとの意を記してゐる。神國日本の言葉は吾妻鏡などにも屢々散見するところであるが、頼朝以來頗る顯明となつた。

三

神國日本の國家意識はかく源平時代を経て、愈々顯明となり、元寂國難に際して一層高揚された。宏覺禪師即ち東巖慧安は、人も知る、元寇國難に蒙古降伏の熱情を捧げた西賀茂正傳寺の禪僧である。文永七年五月二十六日の祈願文は古來著名であるがその末に、

謹啓奉齋 今上皇帝 至心發願 當社明神 八幡大士 鎮護國家 靈驗神威 冥加國王 本有聖德 自然高顯 覆護萬國
乾坤獨主 他方怨賊 聞名懷怖 譬如師子 奮迅威勢 聖壽萬歲 萬々歳萬々歳
とあり、更に文永八年九月の發願文の如きも大體同文意ではあるが、

發願

至心發願 一心諷誦 諸大乘經 眞言神呪 功德威力 八幡權現 法樂莊嚴 威光倍增 靈驗神威 冥加國王 今上皇帝

師子大勢 虎狼威猛 蒙古怨賊 聞之恐怖 萬國降伏 皆歸聖德 八幡大土 一切神祇 天上地下 護法善神 皆來集會

擁護王宮 聖朝安穩 率土安寧

諷 經

廻向

上來諷經 功德廻向 今上皇帝 薰入玉體 內證聖德 聖道高運 外用大勢 師子虎狼 四海歸德 萬國怖威 降伏敵國

衆怨消滅 十方三世 一切諸佛 諸尊菩薩摩訶薩 摩訶般若波羅密

何れも正傳寺に藏する有名な國寶文書で、我國の優越と寶祚の無窮、皇室の隆昌、及び神佛の冥助とを説いて、敵國恐るゝに足らずの氣概を示してゐる。又八幡愚童訓(群書類從第一輯)によると、大和西大寺の思圓上人即ち興正菩薩が弘安の役に際し、石清水八幡宮に敵國降伏を祈られた時の告文に、我國と蒙古とを較べ、「蒙古是犬子孫、日本則神末葉也。貴賤相別天地懸隔也。神與_レ犬及_ニ對揚_{コト}と内外華夷の辨を力説してゐる。國家意識の自覺と高揚は舉國一致克く國難に當り、天佑とはいへ暴風雨の襲來もあつて、見事に折伏し得た。かくの如き神明への祈願が神皇正統記の神國日本の絶叫となり、建武中興の成立となつた。吉野朝五十七年の悲史は神國日本の爲めに皇事に奔走した勤皇武士の至誠を見出すことに躊躇しない。正しき日本のすがたに尊皇の義旗を翻した忠臣の事蹟を忘れることは出来な

四

武家社會の根本法制たる貞永式目は鎌倉武士道訓とも稱すべきもの、武家法として法律的威力を發揮したのみならず、武士の道德生活の重大指針ともなつた。條項僅に五十一ヶ條に過ぎないが、鎌倉幕府の支配下に屬してゐた土地

(所領)士民を律し、物質的にも精神的にも權威を有してゐた。その第一條に、「可_下修_ニ理神社、專_中祭祀上事」と「可_下修_ニ造寺塔、勤_中行佛事、上事」を規定してゐる。これが基となつて戰國時代諸雄の家法、家訓には同様神佛に關する規程を忘れるはしない。式目の起草者泰時はその終りに、「梵天帝釋四大天王、惣日本國中六十餘州大小神祇、殊伊豆筥根兩所權現、三島大明神、八幡大菩薩、天滿大自在天神、部類眷屬、神罰冥罰各可_ニ罷蒙_ニ者也。」といふ起請文を掲げ、神佛を引き合ひに出してこの式目を權威つけてゐる。吾妻鏡によるとこの起請は「政道無私」をあらはすために行はれたものであるとしてゐる。又「是則可_レ比_ニ淡海公律令_ニ敷。彼者海内龜鏡、是者關東鴻寶也。」として、養老律令は國法であり、貞永式目は關東即ち幕府管轄内に通用するものであることを表明してゐる。これと殆んど等しい起請文のことは豊臣秀吉が後陽成天皇の聚樂第行幸を仰がんとして、部下をして皇室を尊び奉り、關白の意に違背せざるやう起請せしめ、「右條々若雖_レ爲_ニ一事_ニ於_レ令_ニ違背_ニ者、梵天帝釋、四大天王、惣日本六十餘州大小神祇、殊王城鎮守神、八幡大菩薩、春日大明神、天滿大自在天神、別氏神、部類眷屬、神罰冥罰、各可_ニ罷蒙_ニ者也。仍起請文如_レ件。」として權威あらしめてゐる。かくて起請文は全く形式的な宣誓書風の常套語となつた。否ある一の型を存し、共通の思想表現の形式となつた觀を呈してゐる。従つて神佛への熱烈なる信仰を見出すことが出来ない。云はゞ慣習となつてしまつた感がある。然も人々はそこに印度的な神々と、我國の天神地祇とを並べ立て、何等の矛盾も疑問も起きなかつたのみならず、かへつて權威あるものとした。

室町時代公家の代表一條兼良の權談治要にも、その第一條に、「神を_うやまふべき事」と題し、第二條には、「佛法をた_とぶべき事」を記し、以下第八條、「天下主領の人かならず威勢あるべき事」に至り、「今八ヶ條をしるせる事は、

八幡大菩薩の加護によりて、大八島の國を治給ふべき詮要たるによりて、樵談治要とは名付侍る物なるべし。」と八幡神の加護に權威あらしめて結んでゐる。文明一統記も同じく兼良の著すところであるが、第一條に、「八幡大菩薩に御祈念あるべき事」と題し、天下政道のため將軍に、「願はくは八幡大菩薩の御はからひととして、威勢を加へせしめ給へと、かくのごとく威勢の事を祈申は、またく我身思さまにふるまはん爲にはあらず(中略)道を行んと思ふによりて、ひとへに御神の靈慮をあふぐ者也。」とし、然も「南方に向ひ給ひて至誠心に御祈念有べし。神明世にましますものならば、などか納受し給はざらん。」といつてゐる。第三條には「正直をたとふべき事」と題して正直心の定義を下してゐる。澁柿(群書類從十七輯)に記載するところの文覺上人消息に、「御祈には正直慈悲を先として、内典外典其名のうるはしき者に仰て、施物を限らず御祈誓候はゞ、君も御心安く、民百姓も樂候、佛神の擁護も疑有まじく候。」といひ、「心うるはしき人の身に福德は集候。」又「近代は君も臣も唯身をのみ祈らせ給へば、はか／＼敷事候はず、佛神の冥慮にも不叶、蒼天の照覽にもたがひ候也。」と力説してゐる。管領斯波義將の竹馬抄(群書類從十七輯)にも、「佛の出世といふも、神の化現といふも、しかしながら世のため人のためなり。されば人をあしかれとはあらず、心をいさぎよくして、仁義禮智信をたゞしくして、本をあきらめさせんが爲也。」といひ、「たとひ一度のつとめをもせず、一度の社參をばせずとも、心正直に慈悲あらん人を神も佛もをろかには見そなはしたまはじ、ことさら伊勢太神宮、八幡大菩薩、北野天神も、心すなをにいさぎよき人のかうべに宿らせ給ふなるべし。」とて如何に祈請するとも非禮なるものは神佛に見棄てられ、心正直なる人に神明の加護はあるとする考へから、信仰より道德に重きををくことゝなりその結果遂に「心だにまことの道にかなひなば祈らずとも神や守らん」といふ思想が中世中頃から現れてきたの

である。

五

足利尊氏直義兄弟は人も知る建武中興の逆賊である。吉野朝五十七年の悲史を生んだ悪逆人である。にもかゝらず、後醍醐天皇の冥福を祈るために天龍寺を建立し、日本六十六ヶ國に安國寺利生塔の建立を計つた。たとへ足利氏が政治上に於ける地方勢力の擴張に資したものの、如しとは云へ、自己の罪障に對する苛責からの善根功德とも見るこゝとが出来来る。尊氏が清水寺に納めた願文(辻善之助氏「日本佛教史之研究」所引益田孝氏所藏)に、

「この世は夢のことくに候、尊氏にたう心たはせ給候て、後生たすけさせをはしまし候へく候、猶々とくとんせいしたく候、たう心たはせ給候へく候、今生のくわほうにかへて、後生たすけさせ給へく候、今生のくわほうをは、直義にたはせ給候て、直義あんをんにまもらせ給候へく候。」

と現在の果報を弟直義に與へて欲しと祈りながら、之を鎌倉に追ひ詰め毒殺してしまつたなど、神佛を欺きたる不道徳行爲ともいふべく、事實 後醍醐天皇の恩寵を裏切つた彼にとつては敢へて不思議とも見られない。尊氏願經と稱せられる自筆署名の尊氏書寫一切經は諸所に散在するが、昭和九年九月三井寺に於て開催された京都佛教各宗學校聯合會主催第二十回大藏會展覽會に出陳された國寶大般若波羅密多經の奥書刊記に

願書藏經功德力

世々生々聞正法

後醍醐院證眞常

老妣二親成正覺

元弘以後戰亡魂

一切怨親悉超度

四生六道盡活恩

天下太平民樂業

文和三年甲午歲正月廿三日

征夷大將軍正二位源朝臣 尊氏 謹誌

の發願文を記してゐる。之が寫經及發願文は寫經生が書寫したものであることはいふまでもないが、尊氏の二字ほどの願經を見ても自筆であることに注意せねばならぬ。右聯合會刊行の足利尊氏寄進願經現存目錄には五百九十二卷、六百三十五經あることを記してゐるが、頗る多數といはねばならぬ。順逆の道を誤つた彼の一面を物語つてゐる。とはいへ彼とても自己一人の後世菩提をとほ記してゐない。

以上主として中世に於ける願文及起請文を中心として、神佛信仰に關する考察をすゝめてきた。特に指導階級である武家を中心として精神生活の一端をあとづけてきたのであるが、吾々は中世人の共通なる思想信仰、即ち精神生活の一つの形態を見出すことができる。それは神佛を引き合ひに出し、自己の行爲をその眞護に依つて、偽りなく、正しく實行し得るやう權威つけてゐることである。然もそこに皇室乃至は國家を中心とする考が躍動してゐることを見出すに躊躇しない。それで以て人心を收覽し、國家を統制し、時艱を折伏するの國民運動の指導精神ともなつたのである。(昭和十七年十月稿)